

平成30年度 あいち耐震改修 N倍プロジェクト

「あいち耐震改修推進事業者制度」登録事業者募集のご案内

～耐震改修に意欲的な事業者の皆さんを支援～



(公社)愛知県建築士事務所協会

〒460-0003

名古屋市中区錦一丁目18番24号 いちご伏見ビル5F

電話 052-201-0500 FAX 052-201-0508

愛知県建築物地震対策推進協議会

今回、愛知県建築物地震対策推進協議会（県・市町村・建築関係団体により構成）では「あいち耐震改修推進事業者制度」を創設しました。

本制度は、**愛知県内で耐震改修に積極的に取り組む事業者のリストを消費者（住宅所有者）の方へ提供**し、また、当該事業者に行行政と連携して**耐震改修事業を進めていることがわかるツールを提供**するもので、本協会にとっても会員の皆さまの仕事確保につながる取組みとなります。

この制度のモデルとなった**高知県では、木造住宅の耐震改修に係る設計者・施工者の連携**を後押しし、これに携わる事業者のリストを公表して、周知を図ることにより、**各事業者の耐震改修工事件数が大幅に増加**しており、耐震改修事業がひとつの大きなビジネスとなっています。事業者としての地位確保に向けて、積極的に「設計事業者」に申込みいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



って…？ ⇒ 県・市町村及び建築関係団体が一体となって、耐震改修戸数N倍化の実現を目指し取り組んでいるプロジェクト

登録要綱

1. 情報提供内容（耐震改修のできる事業者紹介、一般県民への積極的な周知を図る）

- (1) 愛知県建築物地震対策推進協議会のホームページに事業者リストを掲載
- (2) 市町村別に市民が閲覧できるよう協議会から「市町村」に情報提供されます。

2. 登録趣旨

- (1) 設計事務所は、施工事業所と連携して耐震改修工事を適切に進められること。
- (2) 耐震改修事業に意欲的で、積極的に「耐震改修助成」を活用し工事を推進すること。



3. 登録要件

- (1) 愛知県建築士事務所協会の正会員であること。
- (2) 愛知県建築物地震対策協議会が主催する「耐震改修推進講習会」に、**3年間の内1回受講する**こと。
- (3) **愛知県木造住宅耐震診断員が所属**し、**建築士事務所登録**を受けていること。

4. 登録方法

「あいち耐震改修推進事業者」（N倍プロジェクト）登録申請書を記入のうえ、協会事務局へ**平成30年9月30日**までに提出してください。（登録料無料）

5. あいち耐震改修N倍プロジェクト・登録事業者のみ利用できる支援ツールの提供（別紙参照）

- ・耐震改修工事PRのぼり旗（旗地のみ）貸出（耐震改修助成・市町村利用の工事時に現場活用）外

あいち耐震改修N倍プロジェクト

「あいち耐震改修推進事業者」・登録事業者のみ利用できる支援ツール

(1) あいち耐震改修N倍プロジェクトロゴ



(2) あいち耐震改修N倍プロジェクト
キャラクター



(3) あいち耐震改修推進事業者ロゴ



(4) あいち耐震改修N倍プロジェクト
名刺フォーマット

《フォーマット》 ※汎用フォント部分は各自で変更可能

事業者マーク有

(5) あいち耐震改修N倍プロジェクト
市町村耐震改修助成事業利用・
耐震改修工事PRのぼり旗(旗地のみ)



	あいち耐震改修 N倍プロジェクト	
小塚ゴR 10pt	□□□□□□□□	
小塚ゴR 12pt	□□ □□	
小塚ゴR 7pt	〒000-0000 □□□□□□□□□□□□□□ TEL/000-000-0000 FAX 000-000-0000 E-Mail/ <input type="text" value="N倍プロジェクト"/>	

住宅の耐震改修に**補助金**があります。

耐震診断 無料 (木造住宅の場合)	耐震設計	耐震改修 最大 □□ 万円 (耐震改修工事費の□□%を補助)
---------------------------------------	-------------	---

※市町村によって条件が異なる場合があります。

「あいち耐震改修推進事業者」制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県建築物地震対策推進協議会（以下、「推進協議会」という。）において、旧耐震基準の木造住宅の耐震改修を促進することを目的とし、耐震改修に意欲的で技術力を有する事業者を広く一般に周知し、支援するために必要な事項を定めたものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 事業者とは、耐震改修における設計者又は耐震改修の工事を行う施工者をいう。
- (2) 構成団体とは、推進協議会の会員（地方公共団体を除く）をいう。

(構成団体によるリストの作成)

第3条 構成団体は、耐震改修に意欲的で技術力を有する事業者の要件基準を策定し、その要件基準に合致する事業者（以下、「耐震改修推進事業者」という。）を取りまとめ、リストを作成する。

(推進協議会による周知等)

第4条 推進協議会は、前条により構成団体が作成したリストの提供を受け、当該リストを「あいち耐震改修推進事業者」として、ホームページに掲載するとともに、これを市町村へ送付し、市町村は、耐震改修に関する相談等の機会を捉え、一般県民への積極的な周知を図るものとする。

- 2 「あいち耐震改修推進事業者」のリストの有効期限は、構成団体が推進協議会に提供した後1年以内とする。

(推進協議会による支援)

第5条 推進協議会は、別に定める耐震改修推進を支援するツールを構成団体に提供するものとし、構成団体は、提供されたツールを耐震改修推進事業者に使用させることができる。

(事業者リストの管理)

第6条 構成団体は、耐震改修推進事業者のリストについて、適切に更新等を行うとともに、内容に変更が生じた場合は、速やかに変更したリストを推進協議会に提供するものとする。

(協議)

第7条 本要綱に定めのない事項については、推進協議会が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成30年5月23日から施行する。

○耐震改修推進を支援するツール

ここでは、あいち耐震改修推進事業者制度要綱（以下、「要綱」という。）第5条に掲げる「耐震改修推進を支援するツール」（以下「支援ツール」という。）の利用方法等について定める。

(利用目的)

第1 支援ツールについては、いずれも耐震改修の推進を目的とした使用に限って利用を認める。

(ツールの種類)

第2 支援ツールは次の各号に掲げるものとする。

- (1) あいち耐震改修N倍プロジェクトロゴ
- (2) あいち耐震改修N倍プロジェクトキャラクター
- (3) あいち耐震改修推進事業者ロゴ
- (4) あいち耐震改修N倍プロジェクト名刺フォーマット
- (5) あいち耐震改修N倍プロジェクト耐震改修工事PRのぼり旗（旗地のみ）

(見本)

第3 第2各号に定める支援ツールの見本は別紙による。

(利用方法)

第4 支援ツールの利用方法は次の各号に定める。

- (1) 第2(1)～(4)に掲げる支援ツールは、愛知県建築物地震対策推進協議会（以下、「推進協議会」という。）から構成団体（地方公共団体を除く推進協議会の会員）へデータの提供をする。
- (2) 構成団体に提供するデータ形式は以下とする。
 - ア. (1)、(2)、(3) Illustrator形式 又は jpeg形式
 - イ. (4) Illustrator形式 又は Word形式
- (3) 第2(5)に掲げる支援ツール（以下、「のぼり旗」という。）については、市町村の補助を受けて耐震改修工事を行う際に、工事現場にこれを掲げ、地域住民等への周知を図るものとし、利用に際しては、その都度、構成団体から事業者に対し、これを提供する。